

□不利益処分の処分基準

| | | |
|------------------|---------------------------|---|
| 部 課 室 等 名 | 環境部環境保全課 | |
| 不利益処分名 | 指定地域内事業場の設置者に対する汚水等の改善命令等 | |
| 根 拠 法 令 | 水質汚濁防止法 | |
| 根 拠 条 項 | 第8条の2 | |
| 連 絡 先 | (電話 621-5213) | |
| 処 分 基 準 | 基 準 | 1. 処分の要件 特定施設の設置又は構造等の変更の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるとき。 2. 処分の内容 届出を受理した日から60日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更) |